

社団法人 全日本学生柔道連盟定款

平成 8 年 3 月 22 日文部大臣許可
改訂 平成 10 年 10 月 22 日
平成 13 年 11 月 2 日
平成 14 年 6 月 21 日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人全日本学生柔道連盟といい、外国に対しては、ALL JAPAN UNIVERSITY JUDO FEDERATION(略称AJUJF)という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区春日1 - 16 - 30に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要な地に支部を置くことが出来る。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、わが国における学生柔道界を代表する団体として、学生柔道の普及及び振興並びに優れた資質をもつ指導者の養成を図り、もって学生の心身の健全な発達とわが国スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)学生柔道に関する競技会、研修会等の開催
- (2)学生柔道を通じて国際交流の推進
- (3)学生柔道に関する助成及び顕彰
- (4)会報及び学生柔道に関する出版物の刊行
- (5)その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した、大学等において結成を承認された柔道部
 - (2)賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は法人
 - (3)名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、総会の議決をもって推薦された者
2. 前項各号の会員のうち、正会員をもって民法上の社員とする。

(入 会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の入会金は、正会員のみとし、10,000円とする。

2. この法人の会費は、次のとおりとする。

(1)正会員 年額 10,000円

(2)賛助会員 年額 個人 10,000円

法人 50,000円

3. 名誉会員は会費を納めることを要しない。

4. 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1)退会したとき。

(2)禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

(3)死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は団体である会員が解散したとき。

(4)大学において結成を承認した柔道部が解散したとき。

(5)除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(2)この法人の会員としての義務に違反したとき。

(3)会費を2年以上滞納したとき。

第4章 役員及び職員

(役 員)

第12条 この法人は、次の役員を置く。

(1)理事 15名以上20名以内(うち会長1名、副会長2名以内及び常務理事1名)

(2)監事 2名又は3名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長及び常務理事を定める。

2. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第14条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2. 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 常務理事は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
4. 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1)この法人の財産の状況を監査すること。
- (2)理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3)財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(役員任期)

第16条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び総会の議決により、会長がこれを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員は、有給とすることができる。

2. 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 職員は、会長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

第5章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第20条 この法人に名誉会長を置くことができる。

2. この法人に顧問及び参与若干名を置くことができる。
3. 名誉会長、顧問及び参与は、理事会及び総会の議決を経て、会長が委嘱する。
4. 名誉会長は、この法人の重要事項について会長に意見を述べることができる。
5. 顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。
6. 参与は、理事会の諮問に応ずる。

第6章 会 議

(理事会の招集等)

第21条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第22条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 専門委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(総会の構成)

第23条 総会は、第6条第1号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第24条 通常総会は、毎年6月及び11月に会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
3. 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第25条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議の都度、出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第26条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数等)

第27条 総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として票決を委任した者は、出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第28条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第29条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第30条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、専門委員会を置くことができる。

2. 前項の規定による専門委員会の組織及び運営に関する規定は、理事会が決める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入

- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第32条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2. 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3. 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会決議を経て定期貯金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第34条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の決議を経て、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分とすることができる。

(経費の支弁)

第35条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第37条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書並びに会員の異動状況とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎会計年度終了後3月以内に文部大臣に報告しなければならない。

- 2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第38条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第39条 第43条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支決算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会及び総会の決議を経なければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数4分の3以上の決議を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第42条 この法人の解散は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数4分の3以上の決議を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。

(残金財産の処分)

第43条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において理事及び正会員各々の現在数4分の3以上の決議を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第10章 補 足

(書類及び帳簿の備付等)

第44条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。
ただし、他の法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 庶務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項第1号から第5号までの書類及び同項第7号の書類は永年、同項第6号の

帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

付 則

1. 第40条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は法人設立の日から平成8年3月31日までとする。
2. 第13条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。この場合の
役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

理事(会長) 石川 忠雄	理事 柘植 健司
理事 井之上 正信	理事 廣井 武司
理事 小野沢 弘史	理事 原 吉実
理事 植村 健次郎	理事 中治 洋一
理事 伊藤 剛	理事 岡 裕史
理事 貴島 徹	理事 遠藤 純男
理事 大滝 忠也	理事 井浦 吉彦
理事 葛原 靖男	理事 長谷川 優
理事 高梨 幸輔	理事 柏崎 克彦
理事 小俣 幸嗣	理事 橋本 敏明
監事 中西 康明	監事 野田 亘
監事 金子 正志	

3. 従来日本学生柔道連盟に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

付則(平成10年10月22日)

この定款は、文部大臣の認可の日(平成10年10月22日)から施行する。

付則

この定款変更は、平成13年11月2日から施行する。

付則

この定款変更は、平成14年6月21日から施行する。